平成２９年（フ）第１７０４号
大阪市大正区三軒家東５丁目５番３号　アメニティ・テイエー　405号
債務者　岩本　未来（旧姓苗代迫・臼井）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４号
東京都羽村市栄町２丁目20番地36レオパレスカモミールＡ108
債務者　柏元　敏彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１５号
東京都羽村市栄町２丁目20番地36レオパレスカモミールＡ108
債務者　柏元　敏子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
長崎県島原市有明町大三東甲1095番地１、住民票上の住所長崎県島原市有明町大三東甲1088番地
債務者　中村　和也
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
長崎県南島原市深江町甲5141番１地
債務者　大久保真澄（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１７９７号
福岡県糸島市志摩桜井4165番地
破産者　株式会社オフィスハラダ
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６号
福岡市東区塩浜１丁目８－２
破産者　フードメイクサポート株式会社
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０６号
栃木県鹿沼市上殿町225番地９　カトーハイツ103
破産者　居酒屋たふこと　齋藤千津子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４３号
栃木県宇都宮市旭２丁目14―13
破産者　株式会社リンクス
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目７番４号
破産者　坂本　篤
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３００号
埼玉県越谷市蒲生東町16番22号
破産者　有限会社ササキ商会
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
静岡県熱海市上多賀157番地の６
破産者　有限会社シャンルーム
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
静岡県三島市東大場１丁目14番地の18
破産者　有限会社増島土建
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５７号
福岡市博多区店屋町６丁目６番地
破産者　有限会社ジプシーエンタープライズ
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１号
佐賀市本庄町大字本庄577番地２
破産者　株式会社ドミックアルファ
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
佐賀県三養基郡みやき町大字西島字二本松2979番地14
破産者　株式会社エフアイサービス
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
石川県かほく市木津ニ128番地
破産者　有限会社コンタニ
1　決定年月日　平成29年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３号
埼玉県草加市瀬崎５丁目32番16号　サニーサイドⅠ―201号
破産者　今野　欣之
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
埼玉県草加市氷川町2116番地19　プラティーク・キューヴ811号
破産者　鈴木　久美
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係